

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会
(社会的養護について)
議事録

1 日時 平成25年11月11日(月) 18時27分～20時30分

2 場所 第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 報告

緊急提言について

2 議事

(1) 都市型施設養護のあり方について

ア 都市型乳児院のあり方について

イ 児童養護施設の地域偏在について

(2) 都道府県推進計画について

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

松原部会長、青葉委員、網野委員、今田委員、大竹委員、柏女委員、加藤委員、木村委員、
武藤委員、横堀委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 緊急提言

資料3 第2回専門部会 論点整理

資料4 乳児院の現状と課題について

資料5 乳児院における家庭的養護(小規模化)の推進について

資料6 児童養護施設の小規模化・地域偏在について

資料7 都道府県推進計画策定における社会的養護の需要量推計について

その他 参考資料

開 会

午後6時27分

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、皆様、時間の前でございますけれども、これより、「東京都児童福祉審議会 第3回専門部会」を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の委員の出欠状況でございますけれども、大澤委員が所用のため欠席という御連絡をいただいております。また、加藤委員が遅れていらっしゃるとの御連絡をいただいております。その他の委員の皆様につきましては御出席をいただいております、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いいたします。

本日は、資料1から資料7までとなっております。不足等がございましたら、御説明をさせていただきますとときに御指示いただければ、事務局のほうから御用意させていただきます。

また、その他参考資料といたしまして、クリアファイルに入っているものを用意してございます。ただ、本日は追加資料はございません。資料1～7、その他参考資料として机の上に置かせていただいております。

なお、参考資料につきましては毎回事務局で御用意させていただきますので、そのまま置いていただき、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

それでは、この後の進行は松原部会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松原部会長 お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、第3回の東京都児童福祉審議会専門部会を開会させていただきます。

きょうも議事は盛りだくさんでございますが、皆様から貴重な御意見を伺って、報告書の取りまとめに向けてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、報告事項が1件ございます。前回部会では、こういう専門部会が設置された機会をとらえまして、来年度のことを鑑みて、少しでも早急に具体的な施策につなげていこうということで、都に対して緊急提言を行うことを決定いたしました。その後、皆様の御意見をいただきながら、資料2の提言を行っておりますので、その内容を御報告いたします。

資料2ですが、いろいろ書いてありますが、一番下の2行を読ませていただきます。「家庭的養護を一層推進するため、グループホームにおいても子供一人ひとりの特性に応じた個別的支援が強化できるよう職員体制の充実を図ること」、こういう提言をさせていただきました。

この件について、その後の状況などを含めて、事務局から御報告をお願いいたします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料2について御説明させていただきます。緊急提言をいただきまして、都の児童養護施設の運営費に対する補助制度、夕方の時間帯等にグループホームにおいても補助職員を配置できるように改正を今しているところでございます。また、制度周知を図るため、今月の児童部会の施設長会議において説明をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。御質問、御意見がおありになる方、いらっしゃいます

か。よろしいですか。

それでは、提言を受けて都のほうでもそれに沿って努力していただいているということで、感謝を申し上げたいと思います。

それでは、議事に入ります。前回に引き続き、都市型施設養護のあり方について議論をしていきたいと思いますが、まずは前回の審議の振り返りを事務局からお願いします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。前回は、児童養護施設の小規模化、それから専門機能の強化型児童養護施設について、調査結果をもとに御議論いただいたところでございます。

まず、児童養護施設の小規模化についてでございますが、いただいた意見につきましては、1としましては、孤立化の防止という観点からのサポート体制が非常に重要である。特にチームワークであるとか、あるいはグループホームが本園から離れている場合のケアであるとか、それから重層的なシステムの構築の重要性では、対象職員、職種を配置するだけではなくて、重層的なサポートシステムの必要性があるんだと、そういった御意見をいただいたところでございます。

また、人員体制につきましては、今緊急提言のほうに、特に②につきましては反映をさせていただいたところでございます。

また、(3)人材育成につきましては、実は今回、人材育成については御審議いただく予定ではございましたが、議事の関係で、非常に議事が多いものですので、大変申し訳ございませんが、次回に回させていただきたいと思っております。

(4)といたしましては、心理的な支援を行う上での困難性についてのお話がありました。

最後、今後の方向性といたしましては、施設長、職員とともに、グループホーム化のさらなる促進への認識をきちんと持つていく必要がある。あるいは、ケアの内容、質をどう支えていくかということの施設内での理念・方法論の共有化も、今後大きな課題であろうというような御意見をいただいたところでございます。

それから、2点目、専門機能強化型のほうでございますが、(1)といたしまして専門職の役割。専門職の役割といたしましては、全般的に評価をいただいたところでございますが、特に③、精神科医のかかわりというのが絶対的に児童養護施設には必要であると。ただし、この中で、発達障害の例ではございましたが、例えば全ての問題を発達障害に帰してしまうような問題のある安心感、こうしたものに対してもきちんと注意をしていかなければいけないというような御指摘をいただいたところでございます。

(2)施設長の役割といたしましては、マネジメントの役割。

(3)の施設職員の役割といたしましては、問題性の本質・背景の多角的な分析をするという職員自身の力というものについても御指摘をいただいたところでございます。

人材育成は、同じように次回お話をさせていただければと思っております。

そのほかといたしまして、連携型専門ケア機能事業検討状況であるとか、あるいは専門機能の強化型につきましては、精神科医とのつながりが重要でございますので、こうした精神科医とのつながりに関する助言であるとか、情報などをいただいたところでございます。

以上でございます。

○松原部会長 第2回の専門部会の論点整理をしていただきましたが、過不足があれば御指摘をいただきたいと思います。何か御質問があれば加えてどうぞ。

○武藤委員 今回の資料3のところですが、左側の施設の小規模化についてというところの(2)人員体制というところに、③に「6対3という子供と職員の数、一番効果がある」ということで、アンケート結果からということですが、本園もユニット化し、6名から8名ぐらいの子供を職員が3名とか4名ぐらいで見ているということもあるんですけど、子供の安定にとっては、一番の効果という点では、職員が余り多過ぎて、毎日泊まる職員が違うとか、たくさんの職員が入れかわり立ちかわりかわるといふことであれば、子供の安定感というものについていかなものかということ、こういうような「一番効果がある」というような言い方というのはあるかもしれません。しかし、子供が6人に対して職員が3人という体制で、今グループホームなんかは実態的にこういう運用が多いんですね。ただし、アンケート結果に出てきているように、職員の負担というものは相当ある中でやっているということを考えていただきたいと思います。

したがって、長期的に見ると、なかなか大変で長期に働けないということがあって、短期でやめてしまったり、疲弊感があるというような状況でいっていますので、こういう書き方をすると、ともすると6対3が一番いいんだというようなとらえ方をしてしまうような記述になってしまうので、現状では職員3人でもやりきれない、やはりそういうところも丁寧に触れてもらわないといけないのではないかなということ、私たち働いている側として、子供たちにかかわっている側として、そんな思いがあるものですから、一言つけ加えさせていただきました。

以上です。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 ありがとうございます。正確には、確かにこういう意見があるということですので、その部分をきちんと表記させていただきたいと思います。

○松原部会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○大竹委員 これについて、アンケート結果自体はもう15年とか20年ぐらい前のところで、まだ十分な制度が整っていないところで、職員へのアンケートとして、人数比としては6対3というところが職員としては望ましいというような結果であって、実態としては3人でローテーションを組んでいく中で、大体1日おきぐらいの泊まりというようなところでいくと、ぎりぎりのところかなと。ですから、これの6対3というところが一番効果があるというような表現は検討しなければいけないかな。

あれから時代が変わってきて、子供との関係とか、あのときにも人数が多ければ本当にいいのかということ、職員が入れかわり立ちかわりということも、また職員のほうも望んでいないというような結果が出ているので、武藤先生からもお話がありましたように、この表現について、あと現状として今何が求められているのかということ、これを検討しなければいけないかなと思っています。

以上です。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の点も含めて議論が進んでいくと思いますので、まずはきょうは議事として、都市型施設養護のあり方の中で、年齢順ということでもないのですが、まず乳児院のあり方について御議論をいただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから、都の乳児院の現状と乳児院における家庭的養護について、資料を作成していただいておりますので、御説明を伺い、それから議論をしたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、私のほうから資料4、資料5に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、資料4をごらんいただきたいと思います。「乳児院の現状と課題について」ということでございます。左側から行きますが、都の現状と課題の中で、施設数・定員については、全国130施設ございまして、定員が3,853人ということで、都はその1割以上、施設数からいうと10施設、507人という定員になっているところでございます。

また、規模でいいますと、全ての施設が定員31名以上ということで、全国に比べると規模が大きいという傾向にあるかと思えます。

それから、新規入所者数でございますが、平成23年度の新規入所者数は14年度の96%に当たっているところでございますが、ちょっとでこぼこはございますが、ほぼ同じような水準で推移してきている。

なお、入所率につきましては、右側でございますように、おおむね9割を超えている、そんな状況でございます。

入所理由につきましては、虐待が14年度の3倍になっているというところでございまして、非常にふえているところでございますが、入所理由の1番、2番のところを見ますと、家族の疾病・疾患、虐待、こうした理由が大きくなっているところでございます。

入所時の年齢でございますが、4分の1が3か月未満ということでございまして、1歳未満を見ても約6割、そんなような状況になっていると思えます。

右上でございますが、虚弱児・障害児の割合でございますが、全国に比べると若干高くなっているというところが見えていただけるかと思えます。

それから、在院期間別退所児童数でございますけれども、6か月未満まで見ますと、約半数というような状況でございます。

退所理由といえますか、退所先になってきますが、7割が家庭引取というのが現状でございます。

これが東京都の現状と、これに伴う課題、これは後ほど御説明させていただきますけれども、こういう状況でございます。

また、国のほうでは乳児院の役割と課題の中で大きく課題としては、専門的養育機能の充実、養育単位の小規模化、保護者支援機能・地域支援機能の充実、この3つを挙げているところでございます。

続きまして、資料5をごらんいただきたいと思います。小規模化の推進についてというところでございます。国の動向を見ていただきますと、国については小規模グループケア制度の概要を記載してございますけれども、児童定員については4～6ということでございまして、このところは児童養護施設は6～8というところと、やはり規模としては小さくなっているところでございます。

指定数としましては6か所までとなっておりますけれども、3か所を超えて指定する場合には、下の枠にあるような小規模化の計画を策定しなければいけないということでございます。

また、小規模化の考えといたしましては、やはり養育単位の小規模化、これは重要な課題とともに、大規模施設の解消も重要な課題というふうに国としては挙げているところでございます。

右側に行きまして、都の小規模グループケアの実施状況でございますけれども、ほぼ全国と同じような形でございます。全国は45%の実施率でございます、東京都は10施設中5施設が小規模グループを実施しているということで50%でございます。内訳といいますか、さらに詳細でございますけれども、1か所、2か所実施しているというのが東京都でございますと2施設ずつあります。これは24年10月1日現在でございますので、4か所1施設となっておりますが、現在ではこの4か所の施設は全て小規模ユニット、グループケアを実施しておりますので、6か所のところに現時点では移行しておりますが、そういう意味で施設としては5か所となっているところでございます。

こうした現状等を受けて、今後の乳児院のあり方ということでございますが、4点ほど挙げてございます。1点目は、大都市圏の社会的養護のニーズを受け入れるために必要な定員数の確保が重要であると。先ほど、資料4でもごらんいただきましたが、入所者数であるとか、入所率、ここが横ばいで来ているところを考えると、やはり定員の規模といいますか、定員を落とすということはなかなか難しいだろうということが1点ございます。ただし、入所時の年齢が1歳未満が6割を占めているというところもございますので、こうした新生児等の措置については今後検討も必要になってくるだろうと。これにつきましては、また里親支援のところと時間をとって御議論をいただければというふうに思っているところでございます。

2点目が、養育単位の小規模化の推進でございます。

3点目が、全国に比べて割合が高い医療・療育との連携等、専門的養育機能の充実というところでございます。

4点目が、これも資料4にございますが、入所理由が、例えば保護者の疾病であるとか、虐待、それから在所期間も6か月といった短い期間であったり、あるいは退所先が7割が家庭引取である、こうしたことを考えると、やはり保護者支援、あるいは里親支援ということを推進していく必要があるだろうというのが今後の乳児院の考え方でございます。

それを、下の方には特にユニットのところをお示ししてございますけれども、今後、養育単位を小規模化していく中で、東京都といたしましては、医療・療育との連携を充実するなど、こうした上記の4点を踏まえた都市型乳児院のあり方を確立していく必要があるだろうということで、左側はイメージといたしまして、全てオールユニット化したもの、右側のイメージ②というものは、そのオールユニットを小規模化した上で、さらに少し定員規模の大きい、スケールメリットを生かした医療・療育との連携の形をイメージとして示したものでございます。

説明は以上になりますが、今後の乳児院のあり方、この4点につきまして本日御議論いただければと考えているところでございます。以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。少し時間がとれると思いますので、御自由に御発言をいただきたいと思っております。

○今田委員 ただいま御説明いただいたとおりですけれども、都市型の乳児院というのが、課題というのは何も都市だけに限らない、全国共通のものも多々あるんですけれども、特に東京では、今までの傾向から、ここに掲げているような問題点がクローズアップされてきているということなんですね。

1つ小規模化という視点から見ますと、小規模化、ユニットの推進と、もう一つ施設そのものの小規模化とか、一言で言うと、どう組み合わせたらいいのか、ちょっとわからない部分がある。確かに、養育単位の小規模化というのは、我々現場にいる人間もそれなりの効果を認

めますし、将来的な長い人生を決定づけるということからいうと本当に責任を感じていますので、そのあたりは非常に効果的だろうというのは論を待たないというふうなものを持っておりますけれども、さて、東京は、先ほど御説明がございましたように、10か所のうち8か所が国の示す基準を大幅に超えた形でのいわゆる国で言うところの大規模施設という形になってまいります。

ところが、乳児院そのものは、御承知のように東京都も例外ではなく、小規模の施設が圧倒的に多いことは事実なんです。一番大きいところで80定員、私どものところは70でございますけれども、そういった形で多くは40とか30台とか、そういった形で大きな問題ではないだろう。

ただ、入っている子供たちの内容といたしますか、そういったものを見るとある程度スケールメリットがないとやっていけないというところも事実でございます、例えば私の施設は70でございますけれども、重心の子供が十数人入っております。中には胃ろう、気管切開もたくさんおりますし、自分で食べられない子供もかなりの数に上っております。こういった子供だけで十数人いるわけですから、それで小規模化と言われてもなかなかぴんと来ない。そういう子供たちを小規模化してどんな意味があるんだろうということでもあります。看護師の配置だとか、そういったことを考えると、おのずと物理的な上限もあろうかというふうに考えております。確かに、一部は小規模化になじむ、ユニットになじむという子供たちもたくさんいるのですけれども、そういう現実も一方ではあるということも理解していただきたいと思えます。

それから、乳児の場合には、先ほど来お話が出ていますように、どうしても次の施設への移行ということになってきますと、非常に短い期間になってきます。数年で次の施設を渡らなければいけないということになってまいりますので、その場合に、特に病児を基本に見ますと、行くところがない。乳児院の中を乳児院の規模を幾ら内容をいじってみたところで、どうにもならない部分というのが現実にあるわけですね。うちでも今、小学校真ん中辺の子供もおります。これも乳児院にいるわけですから、果してこれが真つ当な形かどうかということになってくると、非常に疑問を感じ得ないということでもあります。

だから、乳児院を語る場合に、次の児童養護ももちろん行き先としては非常に多いし、そういった連携というようなこともありますけれども、あとは知的障害児施設、あるいは重心施設との連携というのは欠かせないと思っているんですが、ここに究極の待機児童問題が存在しているということでもあります。ぜひ、そういう連携から進めていかないと、どうもこんな小さな乳児院の中だけを議論しても進まないのではないかというのが今私の考えであります。

入所理由も虐待が1位になってしまいましたし、第2番目の家族の疾病、特にこれは母親の疾病ということになってまいります。これも大多数が精神疾患なんですね。したがって、その対応にも職員のかかわりの難しい親御さんが多くなってきたということで、非常に疲弊し、バーンアウトするというケースも多くなっておりますので、そういうバックアップ体制もきちんとつくらなければいけない、こういうふうに考えております。

○松原部会長 ありがとうございます。障害児施設への連携という話も出ましたが、児童養護施設というお話も今田委員の中に入っております、武藤委員は児童養護施設から見て何かコメントはございますか。乳児院のあり方をめぐって。

○武藤委員 1点は、小規模化については、国のほうの家庭的養護及び小規模化のワーキングチームというのに私は入っております、そこで乳児院の実態とかを出してもらいました。乳児院

やはりさまざまな状態に対応しなければいけないという部分もあって、児童養護施設の小規模化とはちょっと違う部分があるのではないかとことは大分出されました。今回も乳児院の小規模グループケアの要綱と申しますか、要件を非常に緩和したりだとかしたんですね。これは、国の小規模グループケアの要綱改定というんですか、それも実態に即しながらある程度やっていかなければいけないのではないかなと思っています。現場のほうから小規模化が必要だ、でもなかなか難しい、だったらこういうことだったらできるよねということも含めて、ぜひ提案をしたほうが良いと思います。大都市東京であるがゆえの問題もあると思いますので、ぜひ部会というんですか、業界のほうから具体的にこういうことが必要だということをごんごん出していく必要があるのではないかと。場合によっては、私は国のほうの要綱改定を毎年少しずつでもしていかなければいけないという認識ですから、それはまた厚生労働省等々にもお願いをして、現場の子供たちが、特に乳幼児期はすごく大事だと思いますので、その養育のあり方と申しますか、そういうことも含めて、職員がどうかかわるのかということも業界のほうからもっともっと提案をしていかなければいけないのではないかなというのが第1点です。

それから、病虚弱の部分については、これは前、私ども児童養護施設の児童部会と知的障害児部会の人たちと2週間ぐらい前に意見交換したんですね。やはりその境目のところというのが、知的障害を持っている子供たちだとか、いろいろな発達に障害を持っている子供たちが今児童養護施設に非常に多くなってきています。知的発達も、IQというんですか、知能指数からすると50から60ぐらいの子供たちも今児童養護施設等々に入ってきているということなので、東京都の児童相談所がどういう基準を持って措置をしているのかということについてもはっきりとすべきです。これも1年前に東京都も含めて少し懇談をしたんですけども、障害だけじゃなくて、親の状態だとかを加味しながら、ケースに応じた措置をしているというようなことを含めてお伺いしていますので、そのところも、乳児院から上がってくる子供たちでいろいろな障害を持っている子供たちをどういう受け皿にするのかということは、今後もやはり東京都としてどうしていくのかを検討していかなければいけない課題なのではないかなと思っています。あいまいと言ってはいけないけれども、非常に判定がしにくいという状況になってきているみたいなので、そんなことを思いました。

- 松原部会長 ありがとうございます。それで、東京都の資料5では、一番下、医療・療育との連携等というところで、イメージ②というところで一応12人という数字が挙がっていますが、これは今田委員、いかがですか。
- 今田委員 これは一つのモデルだろうと思いますが、大体こんなイメージでいくのではないかなとは思いますが。ただ、先ほど来申し上げていますように、医療・療育との連携が今スムーズかという、決してそうではないんですね。だから、まずこのところをただしていかなければいけないだろうと思ったり、東京都には、私は部会長をやってきた時期からずっと長年にわたって、東京都の都立の小児病院に乳児院を併設するのをお願いし続けてきたわけですけども、残念ながら実現には至っていない。かつては、八王子小児病院にも乳児院がございましたし、最近と申しましても10年以上たちましたけれども、母子保健院の閉院に伴って、母子保健院で重要な、全体の病児をとって来ていた母子保健院の乳児院がなくなりましたので、都立ということからいうと全く機能していないんですね。したがって、まずこれをきちっとやっていただきたい。そこで初めて、医療・療育とのつながりが明確化に向かうのではないだろうかというふうに考えております。

○松原部会長 ありがとうございます。今、病児のほうに話移っているんですが、全般的に社会的養護というところまでとらえていただいても結構ですので。どうぞ。

○柏女副部会長 今、病児の問題、あるいは障害児の問題が出てきましたけれども、それともう一つ忘れてはならないのは、今、事務局のほうで、「今後の乳児院のあり方」の〇の一番上のところで、1歳未満の子供が6割いるということを考えると、そこに「新生児の措置について検討が必要」とは書いてありますけれども、里親に直接ゼロ歳児を委託できていくためシステム、そしてそれを乳児院が支援をしていくという体制をつくっていくことがとても大事だろうと思います。

それを考えると、ここの〇の一番上のところに、「必要な定員数の確保が重要」ということがあるのですが、これから子供たちの人数が減っていく中であって、これにこだわれば、里親の新生児委託は限りなくまたゼロに近づいてしまうということになりますし、かといって、それでいいとは思えない。つまり、ゼロ歳児の里親委託、新生児も含めてですけれども、それを進めていかない限り、社会的養護の課題と将来像の実現は私は不可能だと思いますけれども、そこをどう整合化させていくのかということが最大の課題になるのではないかと思います。

それを考えたときには、都市型乳児院のあり方として、ここのオールユニット型にしても、専門機能強化型にしても、いずれにしても子供が入所するというを前提にしたイメージでしかないわけで、そこを3つ目の機能というか、入所している子供を養育するという機能と同時に、里親やファミリーホーム等の、あるいは母子生活支援施設にも障害を持った子たちだとかがいるわけですので、そうしたところも支援していくという機能を標準装備の中に入れていくべきだろうと思います。そこを今回提案したいと思っております。つまり、もう一つの機能をここに付加すべきだということです。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょう。青葉委員、お願いします。

○青葉委員 今の発言のもう一つの柱として、親子分離させない方式というのがどこの場でも議論が出るんですけども、いわゆる親子分離を避ける方策というのは、例えば母子支援施設に親子丸ごと抱えてしまったりとか、それからひとり親家庭の場合は特別な配慮をするとか、幾つかあるかと思うんですが、これについては東京都では、何かそういう施策がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

それから、今ショートステイというのが区市町村で伸びてきておまして、こちらの補助資料にもしかすと入っているのかもわからないんですけども、まだ見てないものですから、ショートステイが伸びてきたときに、こういう乳児の入所の傾向の変化の予測のような、ショートステイと乳児の入所のバランスといいますか、将来その関係がどうなるのか。ちょっと唐突な質問で申し訳ないんですけども。

○松原部会長 2点あります。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 では、ひとり親のほうから先にお話をさせていただきたいと思います。ひとり親について、母子生活支援施設の利用については、きょう大澤委員が欠席をされていらっしゃるのですが、基本的には区市町村が入所を決定するという状況ではございますけれども、入所率から見ると、やはりまだ6割ぐらいだという状況でございますので、虐待を含めた部分で、母子分離をさせないということも含めてなんだろうけれども、まだまだ利用できるだろうと思っております。

今、母子生活支援施設に入所している主な理由は、どうしてもDVであるとか、あるいは本当に住む場所がないといったような経済的な状況であるということが主たる要因といますか、理由になっているかと思っておりますので、こちら辺の母子生活支援施設の活用方法についても、この後、専門部会の中でも御意見等々をいただけるかなと思っておりますので、またいろいろと御議論いただければと思いますが、現状といたしましては6割ぐらいの入所率で、虐待というよりは、DVも広い意味では虐待にはなりますけれども、DV、それから経済状況的な要因で入所するケースが多い、そんな状況でございます。

○松原部会長 措置、一時保護、ショートステイ、その割合という御質問が出ております。

○西尾少子社会対策部家庭支援課長 データ的なところですかね。

○青葉委員 データはゆっくり後で調べれば出てくると思うんですが、私の質問は、要するに地域がどんどん豊かになって、ショートステイが地域の中で赤ちゃんをおぶって預けに行けるぐらいなスタイルになれば、乳児院の役割も変わってくるのかなという思いで、地域をどうやって耕すかというのも一つ大きな柱かなという意味で質問しました。

○西尾少子社会対策部家庭支援課長 一時預かりというのが保育サービスの中にありますけれども、ここはかなり区市町村は今、全児童対策というか、全ての児童への対策ということでかなり充実してきているんですけれども、ショートステイにつきましては、もう御案内のとおり、児童養護施設さんですか、あとは乳児院さんに枠をお借りして、それでやっているというのが自治体としての実情としてあると思います。

私どもとしては、もうちょっと独自に区市町村さんが施設を持っていただくと、この辺の枠が広がるんだろうと思いますが、ハード的にも、あとは人力的にも、区市町村さんが持つというのはかなりハードルが高いというようなところも聞いていますので、この辺のところはどうなるのか、どうするのかというのが一つ課題だと思います。

○松原部会長 ほかにいかがですか。どうぞ、木村委員。

○木村委員 1つは、素朴な質問ですけれども、入所理由のところですが、22年と23年で極端にふえていて、家族の疾患というのはぐんと下がっているんですけれども、データ上、こんなに極端に変わるのかなというのが素朴な疑問です。何かわけがあるのかなと思ったのが1つと、これはただのちょっとした疑問です。

あと、私は小児科の経験がちょっとだけあるんですけれども、少ないので、乳児院というのが医師としてはなかなかぴんと来づらいのが正直なところなので、精神科の立場でお話しさせていただきますと、先ほど精神疾患を持っている親が多いというようなお話で、対応に苦慮するというお話を聞かせてもらいました。確かに、通院されている患者さんのお子さんが乳児院にいるという話は聞きます。そういう状況なんだという話を聞いて、例えば養育能力はどうなんですかという質問が来るのか、この病気で対応できるんでしょうかとか、いろいろな質問を受けたりすることがあります。そのときに思うことですけれども、私はかろうじて児童精神科医ですので、そういうことを多少は何か言えそうなことがあるという感じはあるんですけれども、ほとんどの精神科医は大人を診ているわけですので、多分、聞かれてもよくわからないというのが1つあるんだろうというのが1点。

あと、患者さんと接していて、子供が乳児院にいるという話を聞くは聞くのですが、すごく乳児院というのが遠い存在な実感なんです。何だか全然わからない。預かってもらってるのねという感じになってしまう。これが正直なところなんです。

実は、精神疾患を持っている人たち、例えばわかりやすい例でいきますと、通常の成育をされてきていて、あるところで例えば統合失調症を発病したとか、そういう場合であると、これはもう病気ですので、治療してよくなる。そうすると、例えばある程度社会経験を積んでいるところで病気になったとすると、これはよくなって、またもとの養育能力を取り戻せる。そういう話だと、そんな複雑な問題ではないわけです。病気の親というだけだと思うんですね。ところが、推測なんですけれども、対応に苦慮するみたいなイメージの親というのは、恐らく成育歴を聞いたりしますと、虐待を受けていたまで言っていないかわからないんですけれども、非常に不幸な成育史を持っていたりすることは非常に多いんですよ。

私は何が言いたいかと言うと、大人を診ている精神科医にしてみると、虐待の問題であるとか、マルトリートメントの問題というのが余りぴんと来ていないというのがすごくあるんですよ。ですので、例えば今だったら発達障害の問題というのはすごく話題になりますので、子供というと発達障害ということが出てくるんですけれども、実は虐待の問題はすごく大きいんですが、余りみんなぴんと来ていないというのが大きくて、大人を見ている、要するにほとんどの精神科医ですよ、児童精神科医なら精神科医は虐待のことを本当にぴんと来ていないし、余り念頭に置いていないという実態があるのではないかというのが正直なところだと思いますので、この問題とどこまで絡むのかわからないんですけれども、お話を聞いていてすごくそれを思いましたので発言させていただきました。

○松原部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 22年度と23年度のところですけれども、これは実は東京都社会福祉協議会乳児部会の年報から持ってきているものでございますので、そちらの年報によりまして、調査項目の見直しが行われたということを知っております。特に、これまで例えば家族の疾病、今、今田委員からもお話がございましたが、母の精神疾患というところが多く占めているところでございますが、これは虐待との判断の関係で、主訴といいますか、統計上、虐待というカテゴリーでとったというようなことが影響して減少しているというふうに分析をされておりますので、そういうところで家族の疾病・疾患と虐待のところが逆転をされているのかなというふうに考えているところでございます。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。横堀委員、お願いします。

○横堀委員 次回以降に検討する点も含むのんですけれども、三、四点申し上げたいと思います。

1つは、新規入所に占める病虚弱児・障害児の割合ということが、先ほども今田委員のほうから話題に上りましたり、その後の年齢超過児のことが出たんですけれども、これはまさに次回以降検討いたします里親委託や養子縁組と、そして委託後の支援ということの課題につながっていると思います。里親委託をしていくケースとして上がってくるものの中にも、実質、現在お子さんが病虚弱の状態にあるとか、障害を持っているということで、まずは里親さんをどういうふうに関拓するか、そして養育力を育てていくのか、そしてこういう支援があるから一緒に頑張っていこうというのをどう伝えるのかということと連動する課題だと思いますので、また後日、もう少し詳しい内訳など、委託の推進に当たっても見せていただきながら検討したいなと思った点が1つです。

もう一つ、やはり次回以降のことなんだと思いますけれども、1点触れておきたいのは、ケア単位の小規模化に伴って、その小規模化を担う人材をどのように確保、育成するかということにどうしてもふれておかざるを得ないかと思います。私も、これはデータでなくて、乳児院

にかかわりながらの発言になるんですけども、小規模化にちょうど移行しつつある施設などの話を聞きますと、小規模ケアになってよくなった点もあるんですけども、夜勤だとか、自分で一人で任されるときに不安が増したとか、それからいろいろな養育のスキルだけでなく、何か大事かということの伝達がしにくくなって、養護の質が一旦下がったように感じられるとか、いろいろな声が聞こえてきますので、次回以降の検討の中に、ぜひここの関係を検討する必要があるのかなと思います。

3点目ですけれども、一定数在院期間が長いこの3歳以上のお子さんがやはりどの乳児院にもおられるんだろうなと思ひまして、これは単年度のデータになっているんですけども、3歳以上の子供の日中の養護をどのように質的に高めていくかということで、これは個別の乳児院でお子さんの状況に応じていろいろな努力がされていることを見聞きしております。例えば、幼稚園に通うとか、少し体制的にも努力をしないとできないような、3歳以上の子供だから、こういう経験をというようなところの努力が日常レベルでは行われると聞いていますけれども、それが現在の体制で十分なのかどうかということも、また人材のあたりの検討のところぜひお願いしたいと思ひます。

最後に4点目ですけれども、乳児院の役割と課題ということで、まさに国が示しております乳児院の課題と、それから役割の中で、ショートステイなどの子育て支援機能がとても重要であり、推進するということが書かれているわけですが、ショートステイのケースでかなり地域で困難な状況にある親子をまずは乳児院が会おう形で抱えて、そして非常に大変だと、そこから児童相談所につなげていくというようなケースがあって、ちょっと日常のケアにそれが影響しているというような声も聞きます。ですので、体制としてこのショートステイを充実することですと、やはり何かそこに条件が要るのではないかなというふうに日常思っております。

それには、1つには中のファミリーソーシャルワーク機能の充実ということで、ワーカーの増員など、そういう体制の充実ということがあろうかと思ひますけれども、一方では、外との関係ということで、一部の乳児院では外づけで地域子育て支援センターを併設するなどして、地域との関係をより深めているような実践もあるかと聞いておりますので、何かいろいろ新しい形をまた考えながら、中の機能充実と、それから連携しながらの機能充実を考えていく必要があるのかなというふうに思ひました。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。大竹委員、お願いします。

○大竹委員 4つ程度ですが、今、乳児院等にもファミリーソーシャルワーカーとか配置がされていますけれども、先ほど65%ぐらい家庭復帰というようなことで、この6割程度というのは大体ここ5年、10年、もう少し長い期間、措置解除の割合というのは余り変わっていないのではないかなというふうなことでは、そういった特別な個別の対応を職員が配置されていますけれども、これらの効果はまだ十分ではないのかどうかも含めて検討することがあるのかなと。

あと、先ほど、疾病の中でも母親の精神疾患というものが多という中で、ある乳児院の職員では、心理職が入ってきて、そういう親御さんへの対応、そして職員もその心理職の人たちから話が聞けることができ、対応が少しスムーズになってきたと。それは心理の人が入ってきてということで、日本には精神保健福祉士という国家資格というふうな人たちもいるので、

それだけ背景に精神疾患的な親御さんへの対応ということであれば、専門職の配置というところではPSWあたりの配置というところも検討していく必要はあるのかなと。本当に、木村委員のようにドクターがというのが一番いいんでしょうけれども、なかなかそこまではいきませんから、専門職というところではPSW等も乳児院の中では背景的には今後配置ということも検討してもいいのかなというようなことを感じます。

あと、都内はどうかかわかりませんが、地方のところでは看護師さんを、先ほど病弱云々がありました。看護師さんを雇えることができないということで、基準がクリアできなくて補助金をカットされているというようなことがあって、東京都は10施設ありますけれども、しっかりとそういった看護師さんというものが配置されていくのか。これは埼玉県内のある乳児院ですけれども、看護師さんが大学病院等を退職されて、乳児院で採用したんですが、給料的にもいろいろ手当をつけながら余り変わらない程度にしたんですけれども、やはり生活というところで、ローテーションの中に、看護師さんも当然それは食事の後片付けとかをやっていくということなんです。その看護師さんは今まで大学病院でやってきて、乳児院で看護だと思って来たら、何で生活の援助をしなければいけないのか、こんな姿はもとの職場の人には見せられないというようなところで、1年もたたずに乳児院を去っていったというようなことがありまして、そこはその後看護師さんが採用されていない、なかなか応募されてこないというようなところで、そういった専門職、看護師、こういった病弱ということを見ると、やはりそこは重要な職種ではないかなと。それが東京都においてはどのような現状にあるのかなというようなところを知りたいと思っています。

あと、一時保護、児相は一時保護は乳児はできないので、乳児院への一時保護委託という形ですけれども、こういったものが現場の中においてどれぐらい負担になってきているのか。通常の措置だけではなくて、この一時保護委託というのが乳児院には必ずあるというところでは、そういったところの課題はないのかどうかというようなところと、あとは当たり前の生活ということを考えていくと、やはり女性を中心とした、特に10人未満のところは、男性の職員、特に男性保育士が雇えません。夜勤業務を考えると、男性がそこに1人配置されてしまうと、夜勤業務が回らないので男性が雇えない、そういう声があって、ある程度大きいところ、50人、60人ぐらいの規模であれば、男性職員を雇ってローテーションの中に入れられるんですけど、当たり前の生活、子供の発達を考えたときに、男性性、女性性というようなところを考えると、やはり乳児院のところにおいても、そういった男性、女性、こういった人たちが現場の中に入って来るようなシステムも必要になってくるのではないかなということを、意見と質問ということをお願いしたいと思います。

○松原部会長 看護師の件は事務局でいいんですか。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 看護師につきまして、ここでも何度かお話があったかもしれませんが、やはり東京都においても採用するのは非常に厳しい状況でございます。ただ、昨年度あたりから、乳児院さんとも一緒に、他部の政策にはなりますけれども、ナースバンクのところ、いわゆる復職といいますか、1回お仕事をやめてというような場合について、乳児院についても見学といいますか、施設の実習先という形で登録をさせていただいております。ただ、それをもって、では採用が進んでいるかというところ、やはりそこでも厳しい状況は続いているんだろうというふうに認識しているところでございます。

○今田委員 今、幾つかの御質問が乳児院宛てに出されましたので、またわかるところから少し

お話しします。ただ、看護師の問題は以前から我々としては頭を悩ませている問題の一つです。なかなか医療機関と福祉施設との給与格差というのは依然として当然認めざるを得ないということがありますし、乳児院には夜勤もあります。したがって、ある程度の医療機関でもう夜勤は大変だということでは乳児院ということには必ずしもならないということが1つあります。したがって、どの施設も看護師の確保には頭を痛めているのは、ほかの県、地方と同様でございます。

もう一つ、一時保護の問題でございますけれども、一時保護委託はやはり乳児院特異の仕事として、我々としては乳児院の業務の中に組み入れた形でのあれも望んでいるという形です。ただ、実態は夜中でも来ますし、全くの情報なしに、紙切れ一枚もあればいいほうで、どういう子供なのか全くわからないという形でお預かりせざるを得ないケースもあります。よくよく考えてしまいますと、ミルクアレルギーがあったらこの子はショックを起こして死んでしまうよというケースだって実はあるんですけども、ミルク一つを恐々と与えるというのが現実なんです。児相の一時保護機能が乳児院に関してございませぬので、それは我々の仕事としてとらえてはいるんですけれども、情報ということからいうと、現場としてはまだ不安がたくさんあるというのが現実でございます。

一時保護も、結構長期に及ぶことが残念ながらあって、年に及ぶことも実はあるんですね。だから、一時保護の見直しということも、やはり乳児院側からとしてはお願いせざるを得ないんだらうと思います。

それから、男性保育士ですが、これは我々も非常に望んではいらぬんですが、なかなか現実として希望がないというのが実情ではないだらうかと思えます。何も男性保育士だけではなくて、前にも申し上げましたように、保育士の確保そのものも乳児院は非常に厳しくなっているということでもあります。それは国のほうも認めていますけれども、待機児童の問題から派生した問題で、保育士の待遇改善だとか、さまざまな非常に立派な施策がなされたわけですけども、どうも乳児院は夜勤のある保育職ということになってきますと非常に不利であります。では、それほどほかの保育施設に比べて給与面で恵まれているかということ、決してそんなことはないので、現場の今の保育士のやりがいといいますか、意欲だけでもっている部分もたくさんありますので、それではやはり長続きしないだらうと考えております。したがって、男性保育士だけでなく、保育士全体の確保が看護師と同様に非常に難しくなっているということも御理解いただければと思います。

○松原部会長 時間の都合もありますので、ほかに御発言があれば、一言でどうぞ。

○木村委員 一言だけ。看護師の件ですけども、例えば私たち医療機関ですら確保するのが大変なんですね。ですので、恐らくどんなところでも共通の問題のような気がするんです。私たちですら大変なのに、乳児院はものすごく大変なんだと思います。こんなことを言ったら何ですけども、職場を選ぶときに当たってのということは看護師から話を聞いてみるしかないんじゃないかなと思いました。

○松原部会長 ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきまして、事務局が提示していただいたものプラス、資料5に補足して言いますと、イメージの右側の図で言いますと、医療側がどういうふうに関連の道をとってくれるのかという問題提起がされましたので、これは乳児院だけの問題ではないのかなというふうに思います。

医療にかかわって、別の切り口から、大きな病院だけではなくて、御発言の中では都立病院

付設の乳児院というお話も出ましたけれども、地域の精神科の医師との連携と申しますか、理解の促進というのがないと、支えきれないのではないかと申すお話が出ました。

あわせて、これは障害児・病虚弱児を含めて、東京都はゼロ歳児からの里親委託、これは里親の話に次々回以降かかわってくると思うんですけれども、それを視野に入れて、資料5のところをいうと、里親支援機能というのを乳児院にきちっとつけるべきではないかという御意見も出ましたし、それから新たなここにはないイメージとしては、それを地域でやるのが望ましいにしても、養育支援としてのショートステイということも視野に入れなければいけないのではないかと申すお話が出ました。それに付随して、地域の資源ということでは子供家庭支援センター付設ですとか、ファミリーソーシャルワーカーの確保ですとか、あるいは精神保健福祉士の活用ですとか、そういう具体的な提案も出ておりますし、その効果測定もやったらどうだろうというお話が出ています。

いわゆる長期利用の子供たちも増えていたりしますので、その子供たちにどういうケアが提供できるか、それからその子供たちの出口をどう考えるかという問題提起もされております。これは、後半に出てきたのは小規模化ということから始まっておりますが、これを担う人材をどう養成するかの前に、そもそもの人材確保、ここが今、男性、女性の保育士もそうですし、それから看護師もそうですし、人材確保ということをもまず考えなければいけないんだという御意見も出てきております。

それから、宿題として、利用児童の、これが措置であるのか、一時保護委託であるのか、ショートステイであるのか、少しデータが欲しいなという宿題を出していただいていると思います。

それから、一時保護委託については結構長期化するというようなところで、そのこと自体の見直しと、それから本当に緊急一時保護で来る場合には、子供の状況がよくわからない中で、それはどういうアセスメントを現場でできるのかというような課題も提起されたのかなと思っております。

こんなような整理をさせていただきました。

それでは、議事次第の2番目になりますけれども、児童養護施設の小規模化、地域偏在についてということで、まず事務局の御説明をお願いいたします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料6をごらんいただきたいと思います。「児童養護施設の小規模化・地域偏在について」ということで、左側は現状を示してございますけれども、東京都の児童養護施設につきましては、全体の6割が定員45の状況になっているところでございます。特に、(2)養育単位の小規模化につきましては、定員の73%が8名以下の小規模ケア単位になっているというような状況でございます。ちなみに、国で言いますと、議論がスタートした20年3月については7割、24年3月現在で5割がまだ大舎制というような状況でございます。

その下にグループホームの設置数を書いてございますが、11施設がまだゼロか所というところがございます。そのほか、箇所数が多く出ているところは、やはり都型のグループホームを活用していただきながら、国型と合わせて4か所、5か所、6か所出ているような施設もあるというような状況でございます。

それから、(3)施設の地域偏在でございます。ちょっと地図が小さくて恐縮でございますが、地域偏在の状況ということで、東京都の区割りのものが出ておりますけれども、黒塗りをして

いる市以外、白くなっているところがいわゆる児童養護施設が現在ないところがございます、例えば城東地区でいうと、江東、墨田、江戸川、台東区であるとか、あるいは城北の豊島、荒川、文京というところが、区部でいうとございません。また、市部でいいますと、ちょっと真ん中になりますけれども、府中市、小金井市、国分寺市等々のところが空白エリアになっているのと、あとは福生、あきる野、奥多摩といったような多摩西部のところが施設がないというような状況でございます。

今後の養護施設の方向性でございますが、(1)の家庭的養護の推進につきましては、これまでもお話をいただいているところでございますが、全ての児童養護施設において小規模グループケア、あるいはグループホームの設置促進を進めていくんだということ。

(2)のところでございますが、今申しましたような施設がないところでの地域支援、あるいは今後の需要を満たしていくための供給量のところを考えたときに、地域の施設偏在の解消が必要だろうということで、一つサテライト型の児童養護施設の設置というのを事務局として提案をさせていただいたところでございます。

こちらにつきましては、下の図を飛ばして下のほうを見ていただきますが、考え方といたしましては、本園のバックアップをベースにしながら、施設不所在地に本園をそのまま設置するのではなくて、本園に準じた機能、つまり生活の場と管理部門を分割をして、そして近接して設置をしていくというものでございます。特に、サテライト型施設のイメージというのがその上でございます。丸く、「施設不所在地に設置」と書いてございますが、ここはイメージでございますので、バリエーションはさまざまあるんだろうなというふうに考えているところでございます。ここはグループホーム2つに管理部門の事務所という形で置いておりますが、例えばグループホームとファミリーホームであるとか、あるいは全てファミリーホームであるとか、グループホーム2つにファミリーホームを1つつけるとか、そういったようなバリエーションはさまざまあるんだろうと思います。

こうした生活の部門を近接し、さらに管理部門をくっつけることで、前回御議論いただいたような小規模化のメリットを十分生かし、さらにデメリットを減らしていくということにつながるのかなど。さらに、地域支援をショートステイなどもしていきながら行っていくというようなどころをお示しさせていただいたところでございます。こちらのサテライト型などを含めまして、今後の方向性について御議論いただければと思います。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。これも人材をどうするかという問題は当然出てくるはずなんですが、これは前回からも引き続いて出ておりますので、それも含めてでも結構ですが、さまざまな観点から御意見をいただきたいと思っておりますし、特に地域偏在については新しい提案が事務局のほうからされましたので、御意見を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○武藤委員 それでは、幾つかお話ししたいと思っております。1点は、児童養護施設がこういう形で地域化をしていくということについては、東京都はもう社会福祉施設の改革でステップ2を出したときに地域化という形で、大きな施設ではなくて、割と小さなグループホームを中心としながら地域に出していくという方向性で進めてきました。今後の方向性も含めてですけれども、方向性としてはとてもいいのではないかなと思っています。

あともう1点は、この地域偏在のところこういうサテライト型児童養護施設としての形で出すということですが、これは業界も含めて、こういうことができないかということ

申し入れをしたという経緯もあります。ですので、私どもも施設側として、こういう地域分散型を今施設がないところの区市に出していくということについては、とてもいいことなのではないかなと思います。

ただし、これに対するバックアップ機能について、ここに書いているように、事務所を置いて、グループホーム支援員等と書いておりますけれども、これだけではやはり足りないのかもしれないです。ですので、下に書いているとおり、ここは地域支援だとかそういうことをやるということであれば、ひとつの提案としては、東京都は子供家庭支援センターという形で地域のさまざまな子育て支援をやっていますので、国型でいいますと児童家庭支援センターというのがあるんですね。それを部分的に施設としてやれることも方法だと思います。そういうものを事務所に持っていきながら、地域の子育て支援をしながら、グループホームを運営するというようなことも一つの案ではないかなと考えおります。

今、児童養護だけでなく保育所も足りない、それから高齢者施設も足りないという状況のもとで、さまざまな、例えば学校の跡地を転用して特養をつくったりだとか、併設したりというようなこともあると思いますので、こういうイメージ図というのを描きつつも、もう少し東京都が責任を持って、この社会的養護の空白区にどういう形で持っていくのかということ、土地だとか建物の活用も含めてですけれども、もう少し具体的な提案をしていく必要があるのではないかなと思っています。

保育所だとか高齢者施設ののところについては、割と具体的に東京都がこういう案を出してきているんですけれども、とりわけ、社会的養護の部分についても、東京都がもう少し積極的に、こういう土地があるよだとか、こんな建物があるよというようなことも含めて、具体的に提案をする必要があるのではないかなと思いますので、そんな提案をぜひ、検討していただきたいと思います。

それからもう1点、グループホームの設置数がゼロか所というところが11施設あるということですが、これについても、1か所、2か所開設する。また、2か所、3か所をやらないと、1か所だけでは孤立化するというところがあって、2か所、3か所を持ちながら、それぞれのグループホームが連携をしていくというようなことをやっていっているところもあります。その1か所のところが2か所、2か所のところが3か所ということをもって、この2か所、3か所というところが今一般的に増えてきていると思っています。ですので、ゼロか所のところが少なくとも1か所持とうというためには、どのようなことがクリアできれば、グループホーム未設置のところが設置をするのかということをもう少し具体的に出して、インセンティブを持たせるなりしながらやっていく必要があるのではないかなと思っています。

私たち業界内で聞くと、やはり職員の育成の問題という部分が結構あって、職員の育成が十分でないので、このグループホーム設置というのがなかなか難しいということも聞いていますので、これも次回予定されているこの社会的養護において、専門部会の職員の確保、育成、定着というところでまた検討していかなければいけない課題なのではないかなと思っています。

今のところは以上です。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○柏女副部会長 サテライト型施設の提案をしていただいたことに、心より敬意を表したいと思います。特に、23区内のエアポケットエリア、白の空白地帯ですね、ここに児童養護施設の分園を、地域小規模児童養護施設を設置することを念頭に置いて考えていた施設がある

んですけれども、結局、都とか国もだめというふうに言われて、つまり本体施設と近いところでないとだめですよということで却下されたことがあります、それを考えますと、隔世の感がいたします。ぜひ、これは社会的養護の地域化にとって欠くことのできない、つまり空白をなくしていくということはとても大事なことで、ノーマライゼーション、あるいはソーシャルインクルージョンの視点にも沿うことですので、ぜひこれを進めていただければと思います。

その際に、今、武藤委員がおっしゃったように、グループホームを支援するものとして、児家センか、私は児童家庭支援センターは大事だと思います。あと、グループホームは、これが里親であったり、ファミリーホームであったり、いろいろなバリエーションが考えられると思いますが、いずれにしても地域小規模児童養護施設と、それから里親、ファミリーホーム、児家セン、あるいは里親支援機関、これらがワンセットで進められていくということがとても大事ではないかと思っています。

ただ、これを進める場合、現状では国のほうの実施要綱から外れるのではないかと思いますので、つまり、本体施設に近いところでないと認められないということがあるので、国への提案要求もあわせて進めていくことが大事なのではないかと思っています。いずれにしても、これが進んでいくことは私はとても期待をしたいと思っております。

以上です。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○青葉委員 このサテライト型は本当に見て嬉しいという思いです。実は、私の住んでいるところでも、今御発言があったようにグループホームをお願いしたところ、距離が離れ過ぎているということと、それから住所要件が整わないということで成立しませんでした。区にお願いしたところ、区は、東京都の行政であるから区の財政を使うことはまかりならんということで門前払いを食らった、そういう経験を持っております。

里親の立場からこのサテライトについて申し上げますと、2つあります。1つは、いわゆる同じ社会的養護を担っているグループがそこに地域にあるなという連帯感ですね。本当に抽象的なものですが、仲間がいるなという思いは非常に強いものですから、私のほうからは、23区26市全部に児童養護施設を設置していただきたいという思いです。児童養護施設は無理でしょうから、このサテライトというのは非常にいいアイデアだと思っております。

もう一つの理由は、地域で子供についていろいろ話し合いをすると、24時間施設の大切さ、厳しさが地域の人にはわかってもらえません。それで、24時間施設がいろいろな形をとって地域にあって、それで子供会議だとか、子供祭委員会だとか、そういうところに代表が出ていて、存在をアピールするということをしないと、24時間部門は東京都の事業ですよ、区市町村は関係ありませんというふうな区切りを必ずすることがありますので、そういう意味でも24時間施設が子供の最後のとりでであるということを高らかに言うにも、やはり全地域にこのサテライトができることをお願いしたいと思います。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 ほかの委員の方々もおっしゃっていますけれども、こういう施設が不在の地域に施設の機能を設けていただけるような案が出てきたというのは非常に歓迎したいと思います。その上で、今、政策課題はありながらも、児家センや他施設や他機関との一体化した、そういった御提案やサゼスション等々もございましたけれども、これを具体的に考えていく際には、十分そういったことも含んだ上で御提案をいただいているとは思いますが、それぞれの

グループホームをやはり孤立させないような工夫、それから方策というものをしっかり設けていくことが必要だというふうに考えます。本体施設と離れたところにグループホームが認められないというようなことも、やはりそういう本園からのバックアップであったり、支援というようなところを大切にしているということがあると思います。

今のような形の中で、今施設が不在の地域にこうしたグループホームを設けていくということになると、ますますそういう距離の問題であったりとか、あるいは今までなじんだ地域ではないところにグループホームがつくられていくというところで、いろいろな困難が考えられると思いますので、ぜひ孤立をさせない工夫や方策というところをしっかりと検討していただければというふうに思います。

以上です。

○松原部会長 ほかはいかがでしょうか。横堀委員。

○横堀委員 ほかの委員の御意見と重なるんですけども、2点申し上げたいと思います。本当にこの施設のサテライト型というのを新しく発想するというのは、まさに地域化ということを具体的に検討する新たな一歩だと私も考えました。

その際に1つ、第2回の専門部会の論点整理で、きょうの資料3で掲載をしてくださっているんですけども、前回の発言で申し上げました、本園から離れていることによってケアの柔軟性や独立性が生まれるんですけども、本園と違うということの理解が本園の職員から得られないことで、非常にグループホームの職員がやりにくさを感じているというような発言を前回私自身がさせていただきました。

ただ、ホーム間で、一般家庭もそれぞれ違いがあるように、違いがあるということと同時に、やはり養護ということを考えたときに、何を質的に担保するかということはやはり議論しておかなければならないということもあわせて申し上げたんですが、それがまさに本当に問われてくるなと思いました。

1つの法人、1つの施設が離れたところにサテライトをつくり、またグループホームを出す、あるいはファミリーホームなどと連携していくということになりますと、何をその施設や法人の共通基盤としながら、全体としてのまとまりというのを果して望んでいくのか。そうではなくて、ばらばらとそれぞれが違いながら各地域での独自の実践をしていくということで、むしろ施設全体のまとまりというのは求めないのかというあたりも少し考えていきませんか、何かちょっといろいろ負担もふえて、大変な部分もできるのではないかなと思いました。

1990年に私はオーストラリアに行きましたときに、1つのエージェンシーで全員の子供を一堂に会するなんていうことは既にしていないということをおっしゃってまして、そういうふうを集められるということ自体、ノーマライズと逆ではないですかというようなことを聞いたのを非常に鮮やかに思い出すんですけども、施設全体としてというあたりと、地域に散るということをどのように考えていくかは、後々整理が要ると思いました。それが大きく1点目です。

2点目は、児童家庭支援センターにも里親支援機能というものが要綱に書かれている時代です。そういうようなこととあわせて、まさに社会的養護が市区町村レベルとどういうふうに関連していくかの正念場が一つの形として宿題を与えてくれているなというふうに思います。

施設の点在型のグループホームを支えていくという機能と、家庭養護を支援していくという機能は、重なりがありつつ少し質的に違う面もあるだろうと思いますので、このサテライトの

オフィスを家庭養護支援でも大きく使っていくんだということで位置づけていきますと、施設に大きく家庭養護の支援が期待をするという新しいモデルを都としてつくるということにもなるのではないかと思います、きょうは新しい議論だなというふうに思って伺いました。

何か、質問のような、提案のような、何かわからない意見になりましたが、以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○大竹委員 今、横堀先生からもお話があったように、このサテライトは大変すばらしいと思うんですね。その中でも、事務所をどのような役割を持たせていくのか。単なるグループホームの支援員等の派遣という、それだけではなくて、地域の中にあつてこの事務所、例えばトワイライトステイだとか、ショートステイも含めて、地域の中で地域の子供たちを見ていけるような、そういうような事務所的な役割と、あと、よくファミリーサポートセンターがあるけれども、予約しなければ利用できない。やはり必要なのは緊急時というようなところで、親が出ていってしまって、子供だけ残されている家庭も相当あるような気がするんですね。そういった意味では、緊急時にも子供だけで夜間過ごすなんていうことがないような、地域の中にこういうような事務所の機能として新たなもの、充実したものを考えていくというような視点も必要かなと思っています。

以上です。

○松原部会長 どうぞ。

○武藤委員 先ほど言い忘れましたものですから補足をします。このサテライト型の施設のイメージ図ですけれども、事務所機能もあるんですけれども、これと地域との関係みたいなものをもう少し明確にしていかないと難しいのではないかなと思っています。

要は、児童養護施設も新しくつくるとなると、地域に相当理解をしていただかないと、開設も難しいという場合もあるのです。グループホームとなると、そういう大きなハードルはないかもしれないのですけれども、やはり地域にしっかり受け入れられるということが大前提ということになりますから、東京都としてサテライト型の施設をやっていくということであれば、次にもっと詳しい要綱づくりみたいなことになってくると思います、その地域の機関だとか、法人だとか、いろいろなところとどういう連携をしていくのかということも姿としてあらわしていかないと、この図だけでは、本園からのバックアップ、遠いところからバックアップ・連携をするということになりますから、空白区につくるということであれば、その空白区との連携図をしっかり図式化しないと難しいのではないかなと思っています。そういう意味からすると、地域に本当に支えられているという図柄を描いて、今空白の区や市に理解を求めるといことをしないとイケないのではないかなと思っています。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。全体として、このサテライト型については非常にいい提案であるという評価をいただけたと思います。

ちょっと薄れてしまったのですが、グループホームを持っていない施設についてのグループホーム設置を促進していくということについて、何か御提案はございますか。武藤委員は、プロセスをきちっと提示をしたほうが良いという御意見だったんですが、こちらの前半部分について、何かコメントがおりになりますか。大丈夫ですか。

では、この点については、サテライト型も含めて、もう少し具体化していくプロセスを明示をしてほしいという御意見がこの提案に加えて出ました。

それから、これを孤立化させないということの大切さが改めて強調されると同時に、逆にそういった共通基盤を持ちながら、各グループホームやファミリーグループホーム等の独自性もきちっと担保していかないと、地域につくっていくということにとってはそれは欠かせないのではないかという御意見もありました。あわせて、制度的にはこれは国への提案ということをしていかないと、実現しにくいのではないかという御意見もありました。

あとは、サテライト型を設置をしていく施設ということでお話が出ましたけれども、御発言の趣旨を聞きますと、既存の児童養護施設についてもそうですけれども、これは地域支援強化ということが強調されていて、特にサテライト型の場合には、いわゆる児家セン、子家セン機能があってもいいのではないかというような、子家センは各区市町村で持っていますけれども、子育て支援的なものが幾つか区でも民間で、あるいは市でも持っているところがありますけれども、そういうイメージなのかなというふうに思いますが、それがあっていいのではないかということと、一方で、地域支援をしながら地域から支えられるということでは、区市町村の御理解と区市町村との連携というのは、単にサービス提供だけではなくて、そういったところからいろいろ理解をいただいて支えてもらうというイメージ図ができるといいねという御提案をいただきました。こんなところでよろしいでしょうか。

○木村委員 まとめていただいたのに、ちょっと1つだけ。私ももちろん大賛成なんですけれども、幾つかの施設等が離れてあったりする場合に、本園があって、そこで中心になって動くと思うんですけれども、離れていたりすると、ある意味支援という形で出向いていたり何なりする方たちが当然出てくると思うんですね。全部施設長がやるわけにはいきませんので。そうすると、変な話ですけれども、そういう人たちが妙に権力を持ったりすることって組織の中で生じてしまったりするんですね。あたかも、本当は違うんですけれども、その人が決定してしまっているみたいなことが起き得ると思うんです。

ですので、恐らくこういう大規模になっていくとなりますと、施設長同士でどういう組織体制をやっているのかというような情報交換をしたり、検討をするという、組織の構造というのをやらないと、一方でリスクもあるかなと思いました。

○松原部会長 ありがとうございます。密室化してしまいますと、本当に強い人の言いなりになってしまうということがあって、施設内虐待なんかも起きやすくなりますので、大切な御意見だと思います。これはまさに本園からのバックアップをどういうふうにしていくかということにもかかわりますし、孤立化させないという御意見はそういう部分も含まれているのかなと思います。ありがとうございます。こういったことを参考にしながら、提言をまたつくっていきたいと思います。

本当に人の問題は、皆さん次回やりますということで、たくさんおっしゃりたいことがあると思うんですけれども、次回、その部分にたくさん時間をとらなきゃいけないなと改めて思いました。

○網野委員 大変御熱心に、乳児院、児童養護施設についていろいろな議論が出ましたが、乳児院について、児童養護施設についてということでの検討が深まったかと思うんですが、もう一つの視点で、これは余計なことだったら無視していただいて結構なんですけど、なぜ乳児院と児童養護施設が分かれた施設体系になったかという、そもそものことから全部含めて考えますと、やはり乳児期は小児保健、小児医療、これが非常に重い意味を持っていたので、どうも児童福祉施設の種類の点でいえば、社会的養護という点では一緒ですが、どうもそもそもの機能

という点で違った面を意識してこのような制度ができていたと思うんですが、それでこそ、今田委員がおっしゃったように、全国都道府県の中で、若干ほかにもありましたが、東京都は小児病院的な機能と乳児院の機能が非常に併有した中で特徴を発揮していた時代が結構長かったと思うんですが、だんだんその流れが、乳児院が本当に社会的養護の重要な役割ということが意識され、強化されればされるほど、もともとの乳児院の趣旨よりも社会的養護をゼロ歳からしっかりというほうがだんだん重視されてきたと思うんですね。ただし、行政上、制度上は、乳児院というのはその分野、社会的養護全てではないというのはまだ残っておりますが、この議論の中で非常に共通性のある課題が出ておりますので、乳児院と児童養護施設の連続性ということについての議論もできれば加えていただきたいと思うんですね。全国的に見ればかなり自治体によって難しい状況が見られますが、東京都がこれだけ共通の課題を持ち、特に早期からの虐待やネグレクトへの対応ということで、検討すればするほど、この部分についてやはり議論は必要なのではないかと思えます。

そうしますと、本当に小規模化という意味がもっとほかの視点からも含めて、あるいは医療との連携をどうするかということもそうですし、看護職を含め、いわゆる人材を確保するのにどうするかということもそうですが、それらも含めて連続性のあるケアということの一つその視点から見た場合、なぜ措置変更をするのかとか、何歳までにしましょうね、いやこれは子供の年齢が高過ぎますよというのは、ひょっとしたら余り意味のない議論が含まれてきたのかもしれないですね。

そういう意味では、ちょっと議論の中にそのような視点が可能なら何か次のステップでの、今真剣に議論されている部分についての、また別のファクターとして示唆されるものが出てくるのではないかと。もし余計なことでしたら。

- 松原部会長 都内の施設でも既に乳児棟を持っていらっしゃる施設もありますよね。現実的に動いている部分もありますし、あと、措置の問題はありますけれども、同一敷地内に乳児院と児童養護施設を併設しているところは、全国でいえば40幾つあるんですね。法人として。連続性というのも確かに現実的な課題ではあると思えます。事務局、いかがですか。
- 栗原少子社会対策部育成支援課長 確かに、ゼロ歳から18歳まで、基本的なところは社会的養護が必要な子供がいるわけで、そのところでどこで年齢を切るのか、施設種別をどうするかということところは、これまで議論としてはしていなかったのかなと思えます。確かに、きょう御提示したのも、乳児院のあり方、あるいは児童養護施設のあり方ということで、そこで分断といいますか、連続性が切れているところがありますので、そこら辺の今いただいた意見なども踏まえながら、少し乳児院、児童養護施設のあり方というところはまた考えていきたいと思っております。
- 松原部会長 法制上も条件が整えば、児童養護施設でゼロ歳児、それから乳児院で就学前児童までいけるということになっていますから、制度的にも十分検討は可能だと思います。では、そのこともつけ加えるということをお願いをしたいと思います。ほかはよろしいですか。

それでは、議事の(2)「都道府県推進計画について」ということで、国は、きょうの議論にもいろいろあったところですが、家庭養護、家庭的養護、施設養護の比率、それぞれ3分の1という目標を上げていて、都道府県には平成26年度中の推進計画の策定が求められています。このことについて都の計画策定ということで、皆さんから御意見を伺いたいと思えます。事務局から、まず資料の説明をお願いします。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料7をごらんいただきたいと思います。左側、都道府県推進計画の策定につきましては、今、部会長からもお話がございましたが、国の考え方を簡単にまとめたところでございます。一番上の箱のところには、社会的養護の基本的方向ということで4点ほど示されておりまして、ここは本専門部会の議論とも重複をするようなところであろうと考えているところでございます。

施設機能の地域分散化の目標といたしましては、家庭養護、里親・ファミリーホームを全体の3分の1、家庭的養護、グループホームを3分の1、施設養護を小規模化し専門機能を付してというところで3分の1と、3分の1、3分の1、3分の1というものを示されておりまして、これを目標に、平成41年までに各都道府県がこれから計画を策定しなさいというものでございます。

概要につきましては今申し上げたところでございまして、目標設定は5年ごとの3期ということで、前期、中期、後期ということで、最終年度が41年度ということでございます。

下のところに、東京都の現状を示させていただいております。1回目の専門部会では24年度末の状況をお示したところでございますが、これは養育家庭は3月末でございますけれども、ほかのものについては11月1日現在の直近を使わせていただいております。家庭養護の養育家庭・ファミリーホームについては全体の10.5%ということで、当初は10.3%というところでございましたが、若干でございますが、増えております。それから、家庭的養護、グループホームについては18.9%、乳児院を含めた施設養護については2,933名で70.6%というような現状でございます。

ただし、ここでご覧いただきたいのは、児童養護施設本園8名以下は1,557名と書いてございますが、実はここがもう既に小規模グループケア済みといいますか、施設整備をしているというところでございまして、そういう意味では、当面はこのところは直ちに規模等をいじるのは難しいかなということで、その上の児童養護施設本園9名以上869名、これはちょっと右下のほうにございますように、児童養護施設本園の35.8%、中舎・大舎と書いてございますが、施設養護につきましては、ここをまずグループホーム、あるいはファミリーホーム、もしくは本園を小規模グループケアにする、あるいは縮小ということもあろうかと思いますが、ここをまず変えていきたいと考えているところでございます。

右上をご覧いただきたいと思います。社会的養護の需要量推計のところでございますが、推計案を示させていただいております。この出し方につきましては、まずは児童人口をベースにして考えております。その上で、過去5年間の養護相談件数を出しまして、その割合をもとに推計をし、さらに養護件数のうち要保護になった件数、いわゆる措置をされた児童数、これを新規措置数としまして推計を出しております。当然ながら、各年度に施設等を退所されますので、これも過去5年間の推計をもとに出しております。ということで、24年度末のそれぞれの社会的養護の在籍数に、今申しました新規の措置数と退所者数を勘案して、それをプラスマイナスして足し合わせていったものがこの折れ線グラフになっているところでございます。

これを見ますと、平成31年度4,074人、これが一番多い。これ以降、徐々に下がってきているというような状況でございまして、平成41年度には3,747人ということで、24年度と比べますと、211名減の5.3%の減になるというような予測をしているところでございます。

これをもとに推進計画の供給量を策定していくという形になります。国のほうも言っており

ますが、需要量を十分満たす供給量を設定しなさいということでございますので、31年度の供給目標数値を4,250人とさせていただいているところでございます。今申しましたように、児童養護施設の本園がもう既に小規模化されているようなことを考えまして、現実的な数値といたしまして、平成31年度の目標数値といたしましては、ファミリーホームが100、里親が450の家庭養護は13.5%、グループホームが950、これが23.3%、残り施設養護ということで67.5というところを、4,074をベースに考えたところでございます。

ただし、これにつきましては現時点ということでございまして、現在児童養護施設に今後の整備計画の予定を調査しているところでございますので、26年9月の最終提言までの間に随時更新をさせていただき、その情報を専門部会のほうにお諮りしていきたいと思っております。

今申しましたのは31年度の目標数値でございますが、最終的な41年度につきましては、やはり国が申しましているように3分の1を目指したいというところでございまして、その3分の1を目指すと数値的にはどうなるかというのを下に示したものでございます。家庭養護は1,200、家庭的養護は1,200、施設養護は1,500、こうした数値を目標とすると、大体3分の1ずつになるというものでございますが、これに向けては、隣の四角にございように、以下の取り組みが必要だというところでございます。

1つがファミリーホームの設置促進でございます。2つ目が、今もお話が出たおりましたが、里親委託の促進というところでございます。これにつきましては、次回も含めて御議論いただきたいと考えているところでございます。3つ目は、グループホームを全施設に配置した場合、これも前回御説明しておりますが、全施設に配置すると大体1,200に近づくというような数値になっているところでございます。

なお、変動要素といたしましては、要保護の出現率ということで、これは要保護児童のもとをベースに需要推計を出しておりますが、この児童福祉審議会でも予防策について御議論いただき、それを今実行しているところでございますので、こうしたことからこの出現率が変動してくるだろうと思われまして、また、2番目にござい退所児童数の増というのは、これも専門部会で御議論いただくことになっておりますが、いわゆる自立支援等、家庭復帰を含めた中で、児童養護施設等で育て上げをしないんだというようなお話もございしますので、その中で御議論いただくところで、退所児童数が必然的にふえてくる。そうすると、供給量にも影響してくるだろうと考えているところでございます。本日につきましては、この目標達成に向けての取り組みについて御意見をいただければと考えております。

以上です。

○松原部会長 いかがでしょうか。どうぞ。

○武藤委員 まず、1点ですけれども、国のほうでも、社会的養護の基本理念と原理という形で、今ちょうど検討をしている最中です。課題と将来像において、社会的養護の基本理念というんですか、一定義づけというか、そういうところをどうするのかということがあって、いわゆるここで読むと、「社会的養護とは、親のいない子供や親に監護させることが適当でない子供を公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである」というようなことを書いていて、要は親に監護させることが適当でない子供というような位置づけをしています。しかし、そういうこともあるかもしれないのですけれども、今、親が子供を養育をするというのが基本なんですけれども、なかなか適切に養育をするというこ

とが難しい家庭だとか親がふえているということで、いわゆる要保護という子供たちと要支援という家庭の子供たちがいると思うんですけども、その要保護と要支援の境目というんですか、そういうものが今非常に不透明になってきているところがあって、それは最終的には児童相談所等々で措置にするのか、在宅で見えていくのかとかも含めて検討するということになると思うのです。子供自身が適切に養育を受けていく権利があるんだということで、そこがしっかり保障されていない場合には、社会的養護の対象なんですよということにした場合に、この今までの考え方というんですか、数値的な部分が動くのではないかという可能性があります。

いわゆる児童養護施設や乳児院等も里親等もそうなのですけども、社会的養護の範疇をどこまでにするのかということは、今後も、日本が親の養育基盤が非常に脆弱になっていくと予測される中で、どこの範囲を受けていくのかという論議を、国のほうも今論議しているのですけれども、東京都の場合も、いわゆる要支援家庭のところについては各区市町村が子供家庭支援センターでやるということになっているのですけれども、そのところの根本の考え方を一度東京都としても議論をする必要があるのではないかなと思います。そこが動いた場合に、今までの考え方として、こういう今数値を出していますけれども、ここの数量が変わってくるのではないかなというような思いがありますので、そこに対する現時点での東京都の基本的な考え方があれば、教えていただきたいと思っています。

あともう一つは、関連してくるんですけども、区市町村の子育て支援だとか、もしどうしても難しければ一時保護をするという機能を、今児童相談所等が持っておりますけれども、それをまず区市町村も持って行うのかだとか、それから児童相談所の機能そのもののあり方みたいなものを考えていくのかによって、この社会的養護の推計数も変わってくるような気がします。そのところについても、もし東京都の今のところの考え方だとかがあれば教えていただきたいと思っています。

それからもう1点、ファミリーホームの設置促進についてということで、最終的には家庭養護を増やしていくということであれば、養育家庭を増やすとともにファミリーホームを設置促進をしていくという方針が、ここに目標達成という形で書かれております。今、国のほうもファミリーホームを増やしていこうということで、ワーキングチームを持ちながら検討会を重ねているのですけれども、とりわけ里親型のファミリーホームと法人や施設が運営をするファミリーホームという形で今出てきているのですけれども、これについて、私どもの児童養護施設の業界であります児童部会でも何回か検討したのですけれども、ここの下のほうにありますけれども、ファミリーホームとグループホームの間に位置されるのか、施設型のファミリーホームというのをグループホームとどう区別するかという問題があります。そこらあたりをちょっと検討しないと、グループホームでやったほうが運営費的とか経費的な部分でいくとやっていけそうなんだけれども、ファミリーホームで施設型でやっていくと非常にやりづらいというような意見も出ておりますので、これも今後の検討課題だと思います。里親型のファミリーホームは今東京都のほうはしっかり制度としてありますけれども、施設が運営をするファミリーホームの運営要綱というんですか、そういう位置づけとか、そういう部分を検討すべきだと思います。国の今の検討の推移を見ながら、東京都としても考えていかなければいけない課題なのではないかなと思っています。

それからもう1点、最後に、東京都、それから国のほうもそうなのですけども、今家庭的養護に割とシフトしていっている方向なんですね。里親やグループホームを増やしていくとい

う形で今進んでいますけれども、とりわけ東京都のほうは専門機能強化型という形で、多少大変な問題を抱えている児童でも支援をしていくシステムを現在構築をしております。しかし、なかなかそこでも難しいという子供たちもいることは事実です。そうすると、小規模化や家庭的養護だけでは養護できない子供たちというのが、やはり大都市東京では今後も増えてくる可能性も大きく、そこに対する受け皿が一定必要になってくると思います。そういうところからすると、集団的かつ治療的なケアができる施設という部分も、一定並行して検討していかなければいけないのではないかという問題意識を現場としては持っています。

数年前に調査したら、児童養護施設等でもなかなか難しいという子供たちが、現に児童養護施設に5%、6%の子供たちが入所をしていて、そういう子供たちをどこで見に行くのかというような検討もされて、今回の専門部会ではないですけれども、以前の専門部会で治療的な施設も必要だということで、今、内部的にも検討されているということなので、そういうところの数値的な把握も一方でしていかないと、東京は家庭的養護の推進策だけでは難しいのではないかなと思っていますので、それもぜひ検討の一つにさせていただきたいと思っています。

ちょっと長くなってしまいましたけれども、以上です。

○松原部会長 4点あって、後半2つは御意見でしたけれども、前半2つは御質問も含まれていたかと思うんですが、いかがですか。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 ありがとうございます。まず、この需要推計の考え方の中で、今御指摘がありましたように、要支援の要素であるとか、さまざまなことも実は考えたところでございますが、それを数値化するのが現時点ではなかなか難しい状況もございますので、今回の需要推計につきましては、国が示したこうした様式で計算をするとよろしいといったものをベースに示させていただいておりますので、数値に変動が難しいものについてどう反映していくかということは引き続き考えていきたいと思っております。1点目につきましては以上でございます。

○西尾少子社会対策部家庭支援課長 2点目の区市町村に一時保護機能というのも必要ではないかというところでございますけれども、これは現行の制度でいうと、児童相談所が一時保護所を持っていますけれども、それ以外に一時保護委託ということで、これはもう極端なことを言えば、一般の御家庭にでも委託ができるという、かなりフレキシブルなそういう制度がありますけれども、ここで確定的なことは当然言えないのですが、区市町村の資源を活用してこの一時保護委託のところでは何かここはできるのかどうか、このところは検討というか研究が必要などころかなと思っています。

○松原部会長 ありがとうございます。それでは、ほかの方の御意見等も伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○柏女副部会長 基本的には、ここに示された方向のところが一挙に行くというのはいろいろ弊害もあると思いますので、この方向で進んでいくということについて異論はありません。

その上で、社会的養護の需要推計のところですが、私もこれまで国での推計、あるいは県での推計等について携わっていて、幾つかのいろいろな試行錯誤をしながら推計を考えてきたのですが、東京都はもともと施設が少ないというか、児童人口分の社会的養護のキャパが少ないという状況にあるので、もしかしたら本当は入所しなければならない子供たちが入所できていない。先ほど武藤委員のお話にもありましたけれども、社会的養護の定義にもかかわってくることとなりますけれども、その可能性が高いんだらうと思うんですね。

そうしますと、ではほかにどういう要素を加味すべきかという、例えば国のほうで以前提言をしたのは、児童人口分の社会的施設の入所している子供の数、これが上位10県をもしも他県、つまり施設が余っているところで入所している、それ以上にはなり得ないだろうから、その上位10県ぐらいの平均で、養護相談分の入所率が何パーセントと。これは平均値をとって19.19とやっていますけれども、そうではなくて、いわゆる社会的養護のキャパが余っているところの入所率というものを勘案してやってみると、一定の幅が、もう少し入所児童が多くなるというのが出るんだと思うんですね。少しそうした点も加味をしながら幅を勘案していくことも大事かなと。

それからもう一つ、武藤委員がおっしゃった、区市町村移譲をすれば、これはまた増えるだろうと思います。ただ、それはまだ今のところ考えにくいので、そうした外部要因があるよということは提示しながらも、今の社会的養護の地域差、施設へ入所する度合いですね、その地域差について勘案をして幅を持たせるというのも一つの考えかなと思いました。御検討いただければと思います。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○青葉委員 今の需要推計ですけれども、実は里親さん仲間では、この数字は養護施設の定員だねということで大体定評になっております。需要があるからこの数ではなくて、養護施設の定員がこの数だというふうな、大体皆さん同じようなことをおっしゃっています。

もう一つ感じたのは、先日里親会のほうで世界大会がありまして、世界の資料を持ち寄ったんですけれども、多分皆さんの手元にあると思いますけれども、1万人当たりの要保護児童の需要というんですか、その数字で見ますと、欧米から見て8分の1、6分の1ぐらいの率になっております。これは各国並んだときに、どうして日本だけがこんなに少ないのというときにちょっと説明がつかないというか、決して欧米がいいとか悪いとか、そういうことではなくて、ベースが余りにも違い過ぎるなど。ですから、逆に保護しなければいけない子供が放置されているという結論に、そういう席では至ってしまうものですから、自分の意見になってしまって申し訳ないんですけれども、終わります。

○松原部会長 ありがとうございます。ここは需要予想は大切な部分ですね。どうぞ。

○今田委員 今の里親の会でのお話、興味深くお聞きしたんですけれども、随分前のデータになりますけれども、虐待死等々からいくと、アメリカと日本を比較すると、恐らく日本が15分の1ぐらいだろうというふうな推計を見た記憶があるんですが、もしこれがアメリカ並みとはいかなくても、徐々にそういう方向へいくとすると、虐待のとらえ方も恐らくかなり違うとは思いますが、要保護ということからいうと、果して人口のままですらこういう数字でいいのかどうかというようなこと。それから、東京都の場合は、核家族ということからいうと、地方に比べるとかなり深刻な問題が当然のことながらあるわけですから、親が見れなければもう見るすべはないというような状態が多々ありますので、ほかの府県と若干異なるファクターも同時に内包しているのではないかと考えていますけれども、その点はいかがでしょう。

○松原部会長 事務局、何かコメントはありますか。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 先ほどと重なってしまうのですが、そういった確かに要因というものは、さまざまな要因をこの推計をするときに考えてはみましたが、なかなかそれを直ちに同時に数値化していくといえますか、この需要推計の中に反映するのは難しいというところがございましたので、重ねて申し訳ございませんが、国で示されている数字のどこ

ろで本日は示させていただいている、そんな状況でございます。

○松原部会長 ほかにはいかがでしょうか。網野委員、よろしいですか。

○網野委員 はい。

○松原部会長 私も一言だけ。先ほど武藤委員がおっしゃっていたのですけれども、ファミリーホームの位置づけをきちっとしないと、里親型のファミリーホームはいいとして、社会的養護を担う人たちがファミリーホームをやってみようという気になかなか今なれないのではないかと思うんですね。待遇的にグループホームに近い部分を保障することと同時に、やはりいきなりはできないと思うので、こういった方々の養成をしていくシステムというのを、これも人材の話になってしまうのですけれども、既存の児童養護施設等の力も借りながら考えていく必要があるのか。じゃないと、ここは増えていかないのではないかなという気がしております。

最後は自分で意見を言ってしまうましたが、このことについてはこの先まだいろいろ議論を続けることができると思いますので、次回以降もいろいろ委員の方々から御意見を伺ってまいりたいと思います。

きょうは、ほぼ予定した時間になりましたので、審議を閉じていきたいと思います。事務局のほうに一旦今後の予定ということで御紹介をお願いしたいと思います。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 次回、人材育成をテーマでひとつまた議論いただきたいと思っているところでございますが、その際に、1回目のときにもありましたが、当事者ヒアリングと申しますか、今回の場合、人材育成の場合は現場の職員という形になるかと思っておりますけれども、そういうことでヒアリングなどもさせていただければと思っているところでございますので、また各委員の方に御相談をさせていただきたいと思っております。

2点目でございますが、毎回論点整理という形でお示しはさせていただいているところでございますけれども、何せ審議事項が多岐にわたることと、時間配分については部会長を含めいろいろ御配慮いただいているところでございますけれども、まだまだ足りないというところもあらうと思っておりますので、委員の皆様から意見を何かいただけるような、そうした形についても、この後検討して御提示をしていきたいと思っているところでございます。

最後に、第4回の部会につきましては年明け1月ごろを考えておりますので、また具体的な開催日程につきまして改めて御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○松原部会長 それでは、長時間にわたり活発な御議論をいただきましてありがとうございます。きょうはこれで部会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

閉 会

午後8時30分